

Q 1. 休日夜間リストに載せてほしいがどうしたらよいか？

A 1. 毎月 25 日を締め日として月末までに更新します。例えば 8 月 1 日から掲載希望の場合は、7 月 25 日までに栃木県薬剤師会HP より申請をお願いします。

Q 2. 月の途中から掲載をしてほしいのですが？

A 2. 途中からの掲載はできません。毎月月末の更新になります。新規登録・変更・更新・削除など修正工数が多いためご了承ください。

Q 3. 非会員薬局です。お支払いの期限はいつになりますか？

A 3. リスト掲載希望の前月 25 日までにお支払いください。入金と入力を確認して更新いたします。

Q 4. 年間費 12,000 円 (税込) について、12 月に申請した場合は半額になりますか？

A 4. 6 月から翌年 5 月末までを 1 年間として年度費用として頂いております。その為、12 月申請でも半額にはなりません。例えば、2025 年 5 月 1 日から掲示する場合、2025 年 5 月 1 日から同年 5 月 31 日の期間で 12,000 円、6 月から翌年 5 月までの期間で 12,000 円かかりますので申請時ご注意ください。

Q 5. 非会員薬局です。現在掲載してもらっています。費用は発生しますか？

A 5. 現在掲載中 (5 月掲載分) についてはかかりませんが、6 月より発生いたします。2024 年 6 月 1 日から 2024 年 6 月～2025 年 5 月分として費用徴収いたします。今回に限り期日も短いことなどから 2024 年 6 月 7 日を期限といたします。尚、2024 年 6 月 7 日以降お支払いが確認できなかった非会員薬局に関しては、リストから削除し、各種行政に削除した旨をご連絡いたします。

Q 6. 途中で加算算定が出来なくなったので、取り下げたいと思います。その場合、次回掲載するときは再度費用が発生しますか？

A 6. 本来、夜間・休日の相談応需体制などは国民の安全な生活を維持するために薬局ビジョンなどでも提案されております。その点から考えますと、加算の可否によってリストの取下げを行うのは望ましい行為ではないと思われます。前述のような理由から、次回掲載するときは再登録と維持費用として再度費用が発生いたします。